関連する義務
内国民待遇（第二条）
概要
アルゼンチンは、先住民、少数民族、影響を受けやすい集団又は社会的若しくは経済的に不利な立場にある集団に対して権利又は特恵を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

五

分野
鉱業及び土石採取業
小分野
原油及び天然ガスの採取
金属鉱物の採掘
産業分類
ＩＳＩＣ　〇六一〇　原油採取業
ＩＳＩＣ　〇六二〇　天然ガス採取業
ＩＳＩＣ　〇七一〇　鉄鉱業
ＩＳＩＣ　〇七二一　ウラン及びトリウム鉱業
ＩＳＩＣ　〇七二九　その他の非鉄金属鉱業
関連する義務
内国民待遇（第二条）
概要
アルゼンチンは、原油及び天然ガスの採取並びに金属鉱物の採掘に関する措置並びに他の鉱業及び土石採取活動（金属鉱物の採掘を含む。）のための支援業務に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

六

分野
漁業及び水産養殖業並びに航行
小分野
漁業
水産養殖業
航行
産業分類
ＩＳＩＣ　〇三一一　海洋漁業
ＩＳＩＣ　〇三一二　淡水漁業
ＩＳＩＣ　〇三二一　海洋養殖業
ＩＳＩＣ　〇三二二　淡水養殖業
関連する義務
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
概要
アルゼンチンは、関係する国際法に従い、アルゼンチンの内水、自国の管轄の下にある海域及び自国の大陸棚における生物資源の開発に関連して、漁業及び水産養殖業並びに関連する活動に関する措置（個人又は法人の住所、居所又は国籍についての要件に関するものを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。
アルゼンチンは、自国の管轄の下にある海域における航行並びに漁業に使用される船舶の乗組員の構成及び内容（採捕された魚類の設備及び漁具に関する規制（制裁を含む。）であって関係する国際法の規則に反しないものを採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
連邦漁業制度に関する法律第二万四千九百二十二号

七

分野
文化産業
小分野
出版業
映画
ビデオ及びテレビジョン番組の制作
音声録音及び音楽出版業
番組編成及び放送業
産業分類
ＩＳＩＣ　五八一一　書籍出版業
ＩＳＩＣ　五八一二　住所・人名録及びメーリングリスト出版業
ＩＳＩＣ　五八一三　新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
ＩＳＩＣ　五八一九　その他の出版活動
ＩＳＩＣ　五八二〇　ソフトウェア製作業
ＩＳＩＣ　六〇一〇　ラジオ放送業
ＩＳＩＣ　六〇二〇　テレビジョン番組編成・放送業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
概要
アルゼンチンは、文化産業に関し、国内法令に基づいて自国民に対して又は国際協定に基づいて他国の国民に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この表の規定の適用上、「文化産業」には、次のものを含む。
(a)　書籍、雑誌、定期刊行物又は新聞（印刷された媒体又は電子媒体のいずれであるかを問わない。）の出版、流通又は販売。ただし、上記のいずれかを単に印刷し、又は植字する活動を除く。
(b)　既存のいずれかの様式による映画又はビデオの制作、流通、販売又は展示
(c)　既存のいずれかの様式による音楽の制作、流通、販売又は公衆への伝達
(d)　一般公衆による直接受信のために送信が行われることになる無線通信に関する活動並びにラジオ放送、テレビジョン放送、ケーブル放送及びインターネット放送に関する全ての活動
現行の措置

八

分野
原子力
小分野
原子力発電
核燃料の生産及び供給
核物質
放射性廃棄物の処理及び処分
放射性同位元素及び放射線発生装置
産業分類
関連する義務
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
概要
アルゼンチンは、原子力発電、核燃料の生産及び供給、核物質、放射性廃棄物の処理及び処分並びに放射性同位元素及び放射線発生装置に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

九

分野
製造業
小分野
他に分類されない農機具製造業
他に分類されない石油機器及びガス機器製造業
他に分類されない医療機器製造業
コンピュータ、電子製品及び光学製品製造業
電気機器製造業
他に分類されない機械及び機器製造業
産業分類
ＩＳＩＣ　二六六〇　照射、電気医療及び電気療法装置製造業
ＩＳＩＣ　二七一〇　電動機、発電機、変圧器並びに配電及び制御装置製造業
ＩＳＩＣ　二八一一　エンジン及びタービン製造業（航空機、自動車及びオートバイ用エンジンを除く。）
ＩＳＩＣ　二八二一　農業及び林業用機械製造業
ＩＳＩＣ　二八二四　鉱業、採石業及び建設業用機械製造業（注）
注　この留保事項の下でのＩＳＩＣ二八二四については、石油及びガス掘削用機械の製造に関連する活動に関するものである。
関連する義務
内国民待遇（第二条）
概要
アルゼンチンは、農機具、石油機器及びガス機器並びに医療機器の国内生産の促進及び奨励に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置